津市上下水道事業告示第14号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、使用料等の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条2項の規定により告示する。

令和7年10月10日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地
  - (1) 名称 弁護士法人エジソン法律事務所
  - (2) 住所又は事務所の所在地 東京都千代田区神田錦町1-8-11 錦町ビルディング4階・8階
- 2 収納する使用料等水道料金再開栓手数料公共下水道使用料市営浄化槽使用料共同汚水処理施設使用料農業集落排水処理施設使用料
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日 令和7年10月8日